

岐阜かかみがはら航空宇宙博物館指定管理者評価員会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、指定管理者制度を導入した岐阜かかみがはら航空宇宙博物館（以下「博物館」という。）の運営状況の評価等を行う岐阜かかみがはら航空宇宙博物館指定管理者評価員会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 会議は次に掲げる事項を評価する。

- (1) 指定管理者による博物館の管理運営状況（評価項目は別表による。）
- (2) その他前号に関連し、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館運営管理協議会長（以下「協議会長」という。）が必要と認める事項

(組織)

第3条 評価員は5人以内とし、外部有識者等から協議会長が選任する。

- 2 会議に会長を置き、評価員の互選によって定める。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を統括する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が不在のときは、あらかじめ会長が指定する評価員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 評価員の任期は2年とする。ただし、補欠の評価員の任期は、前任者の残任期間とする。評価員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 会議は、年2回以上開催することとし、協議会長が招集する。

- 2 協議会長は必要と認めるときは、関係者に対し出席又は資料の提出を求めることができる。
- 3 会議は、原則として公開する。ただし、特段の事情により、会議を非公開とする場合は、その理由を明示するとともに、議事要旨を原則として公開する

(事務局)

第6条 会議の事務局は、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館運営管理協議会内に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は協議会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月27日から施行する。

別表

評価項目	評価の観点
管理基準の充足状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者が実施すべき管理物件の保守点検、修繕その他の維持管理業務、清掃業務、警備業務、企画運営業務、自主事業等の各業務（指定管理者がその指定申請時に提案した事項を含む。）は、基本協定書、仕様書等に基づいて適正に実施されているか。 ・ 業務の実施に際し、条例、規則、各種規程その他の関係法令の定めに違反する取扱いはないか。 ・ 業務従事者の配置及び勤務実態は、人員配置計画のとおりであるか。 ・ 業務従事者の関係業務に対する理解度はどうか。また、接客対応に問題はないか。 ・ 利用者からの苦情、要望、意見等への対応は適切であるか。 ・ 県民ニーズの把握に努め、利用者に対して常に質の高いサービスが提供されているか。
設置目的の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の設置目的に合致した利用の促進が図られているか。 ・ 利用者数の推移はどうか。 ・ 利用者の満足度はどうか。 ・ イベントの開催など、企画事業の質はどうか。 ・ 広報は効果的に行われているか。
公共性の確保の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の点に留意して、平等な利用が確保されているか。 <ul style="list-style-type: none"> ①一部の利用者に対して優先的又は不当な差別的取扱いが行われていないか。 ②利用料金は、あらかじめ岐阜県及び各務原市が承認した区分及び金額により、適正に徴収されているか。 ③減免は、利用料金規程等に定める減免基準に基づき、適切に行われているか。 ・ 施設内は、バリアフリー化が図られているか。 ・ 危機管理対策は万全であるか。 ・ 次の事項に対する取組はどうか。 <ul style="list-style-type: none"> ①県産品の優先的な使用 ②県内企業の優先的な活用 ③障がい者、高齢者及び地域住民の積極的な雇用 ④環境の保全 ・ 地域の関係団体等との連携は図られているか。
経営状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収支は適正な水準にあるか。 ・ 収入増加に向けた取組は、適切に行われているか。 ・ 経費縮減に向けた取組は、適切に行われているか。 ・ 業務の効率化が図られているか。 ・ 指定管理者である団体の経営状況は、健全であるか。その経営状況が、指定管理者の業務遂行に支障をきたすおそれはないか。

評価項目	評価の観点
派生的効果	<ul style="list-style-type: none">・ 県及び市にとってどのような経済効果が生み出されたか。・ パブリシティ効果は認められるか。・ 県及び市のイメージアップにつながったか。